

雑感

会員 上田 圭介

1 自己紹介

弁護士登録をして数か月であり、所属事務所からは患者側の医療過誤訴訟事件を主に配点されている。

2 新人の感想は、どの業界も似ている？

実務に出てまず感じることは、法科大学院の授業や司法試験に向けて学んできた高度な法律論を実務ではあまり使わないということだ。難解かつ退屈ゆえに、眠りの素であるとして、「眠素」と呼ばれる民訴法での既判力や反射効等の議論を実務で行うことはまずない。もちろん、難解な法律についての理解と知識があるからこそ、実務を円滑に動かすことができるのであるが、受験生時代の法律実務に対するイメージと最もギャップを感じた部分である。

この点に関し、他の資格の場合でも似たような感想を持つようで、研修医向けの文献に、「学生時代に腸チフスだとかPMR+TAとか、色々な発熱の原因になる疾患をたくさん勉強したのに、いざ働いてみると」、「救急車で来る高齢者の発熱の多くは、肺炎か尿路感染症」であり、「自分が研修医になったときに、これが最も衝撃的」だったとの記載がある（天沢ヒロ「〈Essence for Resident〉わかる抗菌薬」(医学書院)162頁)。

実務において高度な法律論を要しないことは、実務が簡単であることを意味するものではない。今まで学んできたことを活かしつつ、法曹としての能力の研鑽に努めたい。

3 患者側代理人という逆境

医療機関側と比べ、患者側は不利な立場にあるといえるだろう。

医療機関側は、診療録等の診療記録のすべてを所持

し、現に診療した医師、看護師等から診療記録に記されていない事実を聴取でき、当然医学的知見も有している。

これに対し、患者側は、麻酔下での術中では意識がなく、意識がある状態の診療でも診療内容を理解できる者は少なく、死亡事例ではもはや患者本人からの供述が得られない。医療機関側から診療記録の開示を拒絶されることもあり、開示を受けても改ざんされている可能性もあり、そもそも初めから真実が記載されていない可能性もある。このように、事実の把握、事実の立証、医学的知見等の観点から、医療機関側と患者側とは大きな差がある。

患者側の不利な点を挙げればきりが無い。しかし、私はこのような不利な点が多いからといって悲観しているわけではなく、この逆境を乗り越えることにやりがいを感じている。

4 医療従事者の「敵」？

医療従事者に、自分が主に患者側を代理する弁護士をしていることを伝えたと、「敵だね」と即答されたことがある。医療従事者からすると、この仕事は敵に見えるのかもしれない。

しかし、私は医療従事者を敵などとは思っていない。むしろ、医学文献や診療記録を読み、医師等から現場の声を聞くなどし、医療従事者の仕事を知ると、医療従事者の努力と成果に尊敬の念を抱くことも多い。

適切な能力を持った弁護士が、適切な訴訟等を介して、適切な損害賠償を実現することは、不合理な訴訟提起による医療従事者の負担を回避し、悪しき結果が生じた患者を救済し、医療に対する信頼が守られることに繋がり、その結果、すべての者にとって利益となると信じ、この業務・研鑽を続けている。